

- 期待される整備効果**
- 救急医療機関への速達性・確実性の確保
 - 救急搬送時間短縮
 - 介護サービス等の向上
- 災害等に強い信頼性の高い道路ネットワークの確保
 - 災害時の走行性確保
- 交通安全の確保
 - 交通事故の減少
 - 安全な歩行空間の確保
- 産業振興を支援するネットワークの強化
 - 企業誘致の促進
 - 雇用の拡大
- 交通の円滑化
 - 交通渋滞の解消
 - 定時性の確保
- 観光振興の促進
 - 観光周遊ルート形成
 - 観光客の増加

町民の暮らしに役立つみちづくり 国道188号柳井・平生バイパス

幹線道路は、主要な都市を結ぶ国道や主要な県道のことをいいます。生活に必要なものを運んだり、仕事や買い物に行くときに利用したりと、いろいろな面で役立っています。さらに、災害時には緊急輸送道路として、避難や救助、物資運搬などの応急活動で重要な役割を担います。

平生町内の国道188号は、昭和63年度に八海橋から築廻交差点までのバイパスが開通しましたが、築廻交差点から柳井地区広域消防組合消防本部付近までの区間は未整備となっております。

このことから、未整備区間の周辺の交通状況や地域の将来性を踏まえ、道路整備のあり方を検討することを目的に、国、県、柳井市、平生町による勉強会が平成31年2月に開催されました。

第2回勉強会では、4月下旬から5月中旬にかけて行っ

た、地域住民へのアンケート調査や地元企業のヒアリングなどにより、地域からの要望などを確認しました。その後、オープンハウス方式による意見交換などを経て、第3回の勉強会にて、下記の「一般国道188号柳井・平生バイパスに係る道路計画」(案)による整備方針が決定されました。

今後は都市計画変更手続きなどを経て、事業採択される予定です。

みなさんの暮らしに役立つ道路になるよう、関係機関が今後とも連携し、国道188号柳井・平生バイパスの整備を進めていきます。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページ(<https://www.city-yanai.jp/soshiki/12/yanaihaodourousei.html>)をご覧ください。

☎ 関町役場建設課
(56) 7118



救急医療機関への速達性・確実性の確保

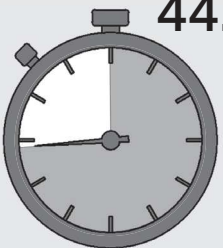
渋滞や事故が減少することで、救急搬送時間が短縮し、救命救急活動の支援が期待されます。

柳井地区広域消防組合の管内には、柳井市、平生町、上関町、周防大島町があり、年間3,300人が救急搬送されており、その約5割が周東総合病院へ搬送されています。管内が広範囲であることから、医療機関への搬送には、県内で最も時間がかかっています。



収容までの平均所要時間

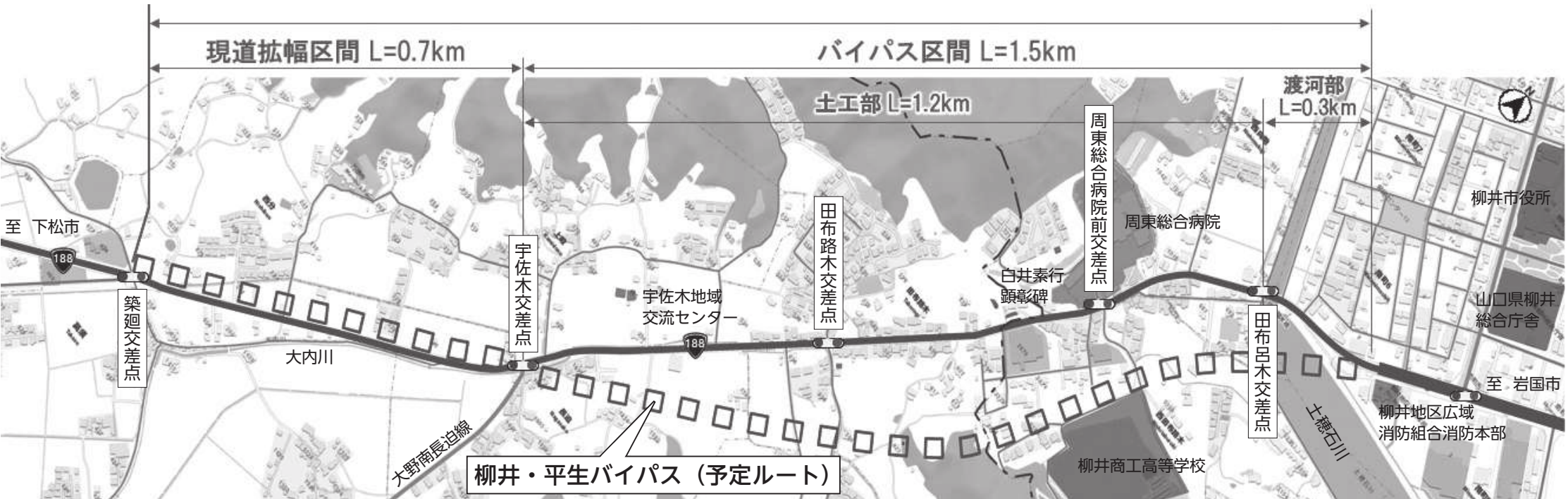
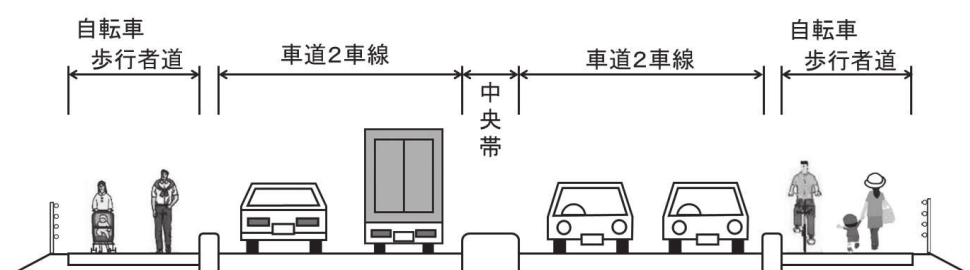
県内最長 (柳井地区)
44.5分



県内平均 38.2分

県内最短 (防府市)
29.6分

整備イメージ図



一般国道188号柳井・平生バイパスに係る道路計画 (案)

災害等に強い信頼性の高い道路ネットワークの確保

道路整備により、災害等に強い信頼性の高い道路となり、いざというときのための代替路の確保が期待されます。

平成30年7月豪雨の際には、岩国～下松間で山陽自動車道、国道2号などの主要幹線道路が通行止めとなり、国道188号が迂回路として機能しました。

その結果、国道188号の当整備区間においても渋滞が発生しました。



交通安全の確保

道路整備により、ピーク時に発生した渋滞が解消され、交通事故の減少や歩行者、自転車利用者の安全性の向上が期待されます。

現在の道には、急カーブによる見通しが悪い区間があり、交通事故の危険性が高くなっています。また、渋滞は周東総合病院前交差点を起点に発生し、朝ピーク時に通勤車両や通学する高校生、病院への通院者等が入り交じり危険な状況となっています。

交通事故による通行規制実績（H25～H28年度）

規制日	開始時刻	規制時間	規制理由	規制内容
H25.7.23	13:02	51分	正面衝突	全面通行止
H26.7.1	19:32	19分	単独事故	片側通行止
H27.2.7	10:29	1時間19分	単独事故	片側通行止
H28.4.27	9:48	1時間10分	正面衝突	片側通行止
H29.3.6	7:11	2時間28分	追突事故	全面通行止

国道188号柳井・平生バイパスについて都市計画変更の説明会・公聴会を開催します

【対象の都市計画道路】

- ①県が変更する都市計画道路
国道188号平生バイパス（柳井・平生バイパス）
- ②町が変更する都市計画道路
平生横幹線

【説明会（県と町合同開催）】

- 日時 10月26日(土) 14:00～
- 場所 町役場第3庁舎3階大会議室

【素案の縦覧】

- 期間 10月18日(金)～11月13日(金)
- 時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
- 縦覧場所
- ①県都市計画課、県柳井土木建築事務所（柳井市）、町役場建設課
- ②町役場建設課

【公聴会】

公聴会で意見を述べるには、事前に公述申出書の提出が必要です。なお、提出が無い場合は公聴会を開催しません。

- 日時 11月13日(金) 19:00～
- 場所 町役場第3庁舎3階大会議室
- 申出書の記述内容 様式自由。意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載。
- 申出書の提出場所
- ①県知事あてに県都市計画課
(〒753-8501 山口市滝町1-1)
- ②町長あてに町役場建設課
(〒742-1195 平生町大字平生町210-1)
- 提出期限 11月6日(金)（消印有効）
- 町役場建設課 ☎56-7118
- 県都市計画課（①のみ） ☎083-933-3733